

吉岡町告示第240号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和8年度及び令和9年度において吉岡町が発注する建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等の委託業務（以下「建設コンサル委託」という。）の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及び競争入札に参加しようとする者に必要な資格及び審査に必要な申請の時期並びに当該申請に必要な書類等を次のとおり定め、令和7年12月8日から施行する。

令和7年11月21日

吉岡町長 柴崎 徳一郎

1 建設コンサル委託の種類

建設コンサル委託の種類は、別表に掲げるとおりとする。

2 競争入札に参加することができる者

競争入札に参加することができる者は、4の規定により申請を行い、資格を有すると認められた者（以下「資格者」という。）とする。ただし、次の各号に掲げるいずれかに該当する者は、申請を行うことができない。

(1) 令第167条の4第1項各号（令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する者（令第167条の4第1項第1号及び同項第2号のいずれかに該当する者で契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）

(2) 令第167条の4第2項各号（令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当することにより資格を取り消され、資格を付与しないこととされた期間を経過しない者

(3) 6の規定で示した納税証明書で求める納付すべき税に未納がある者

(4) 測量法（昭和24年法律第188号）で登録が義務づけられている測量業者並びに建築土法（昭和25年法律第202号）で登録が義務づけられている1級建築士事務所及び2級建築士事務所について、当該登録を行っていない者

(5) 入札参加希望業種について、登録しておらず、かつ、過去10年間の受注実績がない者

3 資格審査の方法

資格を有するかどうかは、建設コンサル委託の種類に従い、2の規定に掲げる項目を確認し、6の規定で示した添付書類を踏まえた結果を総合的に勘案して決定するものとする。

4 申請の方法

資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ぐんま電子入札共同システム（<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>）を使用した建設コンサル競争入札参加資格審査申請（以下「電子申請」という。）を町長に行わなければならない。

5 申請の受付期間

電子申請の受付期間は、令和7年12月8日から令和7年12月23日までとする。ただし、当該期間以外に別途期間を定めて電子申請を受け付けることができる。

6 添付書類

申請者は、電子申請と同時に次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、(9)及び(10)に掲げる添付書類については、電磁的記録による提出とする。

(1) 法人にあっては審査基準日から3月以内に発行された登記事項証明書又はその写し、個人にあっては本籍地の市区町村長が審査基準日から3月以内に発行した身分証明書又はその写し

- (2) 審査基準日から3月以内に発行された納税証明書（法人にあっては法人税、消費税及び地方消費税並びに本店及び委任先となる営業所（以下「本店等」という。）の所在地の市町村税（本店等が群馬県内の電子申請が可能な市町村に所在している場合に限る。）、個人にあっては所得税、消費税及び地方消費税並びに本店等の所在地の市町村税（本店等が群馬県内の電子申請が可能な市町村に所在している場合に限る。）について滞納がないことを証するもの）又はその写し
- (3) 法人にあっては審査基準日の直近2年間の各事業年度の財務諸表（決算に関するもの）、個人にあっては審査基準日の直近2年間の所得税確定申告書（決算に関するもの）の写し
- (4) 業者登録をしている場合は、各登録官署が発行する登録証明書の写し
- (5) ISOの認証を取得している場合は、登録証の写し
- (6) 県内業者にあっては、登録する建設コンサル委託に係る技術者に関する免許の写し
- (7) 測量等実績調書（別記様式第1号）
- (8) 技術者経歴書（別記様式第2号）
- (9) 申請を行政書士に委任する場合は、委任通知書
- (10) 入札、契約、代金の請求又は領収等を代理人に委任する場合は、委任状（別記様式第3号）
- (11) その他町長が必要と認める書類

7 添付書類の提出先

- (1) 6(1)から(9)の添付書類 群馬県CALS/ECS市町村推進協議会
- (2) 6(10)及び(11)の添付書類 吉岡町役場企画財政課財政室契約管財係

8 電子申請及び添付書類に使用する言語等

- (1) 電子申請は日本語により行わなければならない。電子申請に使用できる漢字は、JIS第1水準及び第2水準とする。申請内容においてこれ以外の漢字を使用している場合は、使用可能な他の漢字又はひらがなに置き換えるものとする。
- (2) 6(3)の財務諸表は、日本語により作成しなければならない。なお、その他の書類で外国語により記載してあるものは、その日本語による訳文を付記し、又は添付しなければならない。
- (3) 電子申請及び添付書類の金額表示は、日本円でしなければならない。なお、日本円への換算に当たっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。

9 資格審査の結果通知

町長は、資格審査の結果を申請者にぐんま電子入札共同システムを使用して通知するものとする。

10 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格認定日から令和10年3月31日までとする。

11 営業の廃止、変更等の届出

申請者は、申請を行った後、次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに、その旨をぐんま電子入札共同システムを使用して町長に届け出なければならない。なお、届出にあたり、6に掲げる書類のうち該当する書類を提出するものとする。

- (1) 営業を廃止し、又は休止したとき。
- (2) 所在地を変更したとき。
- (3) 電話番号又はFAX番号を変更したとき。
- (4) 商号又は名称を変更したとき。

- (5) 代表者の変更があったとき。
- (6) 代理人の変更があったとき。
- (7) その他申請事項等に変更があったとき。

1 2 資格の取消し等

町長は、資格者が次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、当該資格を取り消し、又は別に定める相当の期間資格を付与しないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する資格者についても、また同様とする。

- (1) 営業を廃止し、又は休止した者
- (2) 資格の有効期間内に、令第167条の4第1項各号のいずれかに該当することとなった者
- (3) 電子申請又は添付書類に虚偽の事実を記録し、又は記載したことにより資格を取得した者
- (4) 契約の履行に当たり、故意に製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (5) 競争入札において、公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (6) 落札者が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げた者
- (7) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (8) 正当な理由がなく契約を履行しなかつた者
- (9) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- (10) 2(4)に定める業種ごとの登録の取消し、抹消又は消除を受けた者

1 3 資格の取消し等の通知

町長は、1 2の規定により資格を取り消したとき又は資格を付与しないこととしたときは、その旨を該当者に通知するものとする。

1 4 申請情報の取扱い

- (1) 各申請者から申請された内容（以下「申請情報」という。）については、資格審査後、その一部（本社又は委任先営業所の基本情報（商号又は名称、所在地、代表者氏名及び電話番号）及び営業品目）について公開するものとする。
- (2) 申請情報について、暴力団関係該当の有無を関係機関に照会することがある。

別表

業種	登録部門	希望部門
測量	測量業者	測量一般
		地図の調整
		航空測量
建築関係建設コンサルタント業務	1級建築士事務所	建築一般
	2級建築士事務所	
		意匠
		構造
		暖冷房
		衛生
		電気
		建築積算

		機械積算
		電気積算
		工事監理（建築）
		工事監理（電気）
		工事監理（機械）
		調査
		耐震診断
		地区計画及び地域計画
土木関係建設コンサルタント業務	河川、砂防及び海岸・海洋	河川、砂防及び海岸・海洋
	港湾及び空港	港湾及び空港
	電力土木	電力土木
	道路	道路
	鉄道	鉄道
	上水道及び工業用水道	上水道及び工業用水道
	下水道	下水道
	農業土木	農業土木
	森林土木	森林土木
	水産土木	水産土木
	廃棄物	廃棄物
	造園	造園
	都市計画及び地方計画	都市計画及び地方計画
	地質	地質
	土質及び基礎	土質及び基礎
	鋼構造及びコンクリート	鋼構造及びコンクリート
	トンネル	トンネル
	施工計画、施工設備及び積算	施工計画、施工設備及び積算
	建設環境	建設環境
	機械	機械
	電気電子	電気電子
		施工管理
地質調査	地質調査	地質調査
補償関係コンサルタント	土地調査	土地調査
	土地評価	土地評価
	物件	物件
	機械工作物	機械工作物
	営業補償・特殊補償	営業補償・特殊補償
	事業損失	事業損失
	補償関連	補償関連
	総合補償	総合補償

別記様式第1号

測量等実績調書

(登録業種区分)

商号又は名称

記載要領

- 登録を受けた業種ごと又はその他の営業の種類ごとに作成すること。
 - 直前2年間の主な完了業務及び直前2年間に着手した主な未完了業務について記載すること。
 - 下請については、「注文者」の欄には元請業者名を記載し、「件名」の欄には下請件名を記載すること。
 - 「測量等対象の規模等」の欄には、測量の面積・精度等、設計の階数・構造・延べ面積等を記載すること。
 - 「請負代金の額」の欄は、消費税込みの金額を記載すること。

別記様式第2号

技術者経歴書

(業種区分)

商号又は名称

				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月

記載要領

- 1 原則としては複数業種を1枚にまとめて作成すること。(記載する技術者が重複しない場合は業種区分ごとに作成可)
- 2 「氏名」の欄は、営業所（本店又は支店若しくは常時契約する事務所）ごとにまとめて行い、その直前に括弧書きで当該営業所名を記載すること。
- 3 「法令による免許等」の欄には、業務に関し法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けたものを記載すること（例：○○建築士、○○土木施工管理技士）。なお、技術士の場合は、合格した技術部門及び選択科目を末尾に記載すること（例：技術士（建設部門・鋼構造及びコンクリート））。
- 4 「実務経歴」の欄には、最近のものから記載し、純粹に測量、建設コンサルタント等業務に従事した職種及び地位を記載すること。

別記様式第3号

年 月 日

吉岡町長

あて

委任者

所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

委任状

私は、吉岡町が執行する競争入札に関し、下記のとおり委任します。

記

1 受任者

記載項目	記載欄
所在地	
商号又は名称	
職氏名	

2 委任事項

- (1) 入札に関すること
- (2) 契約に関すること
- (3) 契約代金の請求及び領収に関すること
- (4) その他契約に付随する一切の事項

3 委任期間

記載事項	記載欄

委任期間（始期）	令和 年 月 日
委任期間（終期）	令和 年 月 日

4 委任に関する区分

記載事項	記載欄	説明
調達区分		「工事」「建設コンサル」「物品・役務」の別
申請区分		「新規」「変更」の別

5 当該事務の担当者

記載事項	記載欄
担当者名	
担当者所属	
担当者連絡先	